

独立行政法人国立美術館アソシエイトフェローの就業に関する規則

平成23年 1月21日

国立美術館規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館に勤務するアソシエイトフェロー（以下「フェロー」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 フェローの就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及びその他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則においてフェローとは、期間を定めた労働契約により1週間の所定の勤務時間が35時間、1日の所定の勤務時間が7時間で雇用するものをいい、かつ専門的事項の調査研究を行う業務、又はそれに準じた高度な専門的事項の知識と経験等を必要とする業務に就く者をいう。

(身分)

第3条 フェローは、独立行政法人国立美術館有期雇用職員就業規則（平成18年国立美術館規則第33号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第2条第1項第3号に規定する者とする。

(契約期間)

第4条 フェローの契約期間については、採用した日から3年（労基法において特に定めるものについては5年）を超えない範囲内で定める。

2 契約期間は、予算の状況、勤務実績の評価及び従事している業務継続の必要性等により更新できるものとする。ただし、更新は、採用した日から通算して5年を超えないものとする。

3 フェローは、年齢が満60歳に達した日以後における最初の3月31日を越えて、労働契約を締結又は更新しないものとする。

(採用)

第5条 フェローの採用は、選考によるものとし、選考は、原則として公募とする。

2 前項に定めるもののほか、選考に必要な事項は、国立美術館各館の館長が別に定めるものとする。

(給与)

第6条 フェローに支給することのできる給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本給

(2) 諸手当

イ 通勤手当

ロ 超過勤務手当

ハ 休日出勤手当

ニ 夜勤手当

(基本給)

第7条 フェローの基本給は月額とし、その者の学歴及び勤務評価により別表に掲げる号俸に応じた月額に決定する。

2 フェローの給与に関する事項については、本規則に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立美術館職員給与規則(平成18年国立美術館規則第17号)を準用する。

(退職手当)

第8条 フェローには、退職手当を支給しない。

(勤務時間・休暇等)

第9条 フェローの勤務時間・休暇等に関する事項については、第2条に定めるもののほか、独立行政法人国立美術館勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成18年国立美術館規則第18号)(第23条を除く。)を準用する。その場合には、1週間の勤務時間を35時間、1日の勤務時間を7時間に読み替える。

(育児休業等)

第10条 フェローの育児休業等については、有期雇用職員就業規則第37条から第51条の規定を準用する。

(就業規則の準用)

第11条 フェローの就業については、この規則の定めるもののほか、独立行政法人国立美術館職員就業規則(平成18年国立美術館規則第16号)(第11条、第12条、第18条、第19条、第21条、第37条及び第51条を除く。)を準用する。

(職務内容等)

第12条 フェローの職務内容、勤務場所その他必要な事項は、毎年、職員の配置状況及び業務上の必要等を勘案して決定することとする。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規則に定めるもののほか、本規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月21日から施行する。

別表（第7条関係）

号俸	俸給月額
5	3 5 1,0 0 0
4	3 3 4,2 0 0
3	3 2 3,0 0 0
2	3 1 2,6 0 0
1	3 0 2,4 0 0